

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

大和市地域防災計画（以下「本計画」という）は、本市に係る地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めたものであり、この計画を基に災害に強いまちづくりを推進するとともに、万一の災害時には効果的な応急対策を行い、市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2 計画の構成と性格

- (1) 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大和市防災会議が定めたものであり、本市の防災対策の根幹をなすものである。
- (2) 本計画は、神奈川県地域防災計画及び各機関が作成する計画と連携が図られたものである。
- (3) 本計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。
- (4) 大和市防災会議は、社会情勢の変化及び関係法令の改正並びに神奈川県地域防災計画の修正等に応じて常に実情に沿った計画とするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 災害対策基本法に基づき、地区居住者等により地区防災計画が提案され、大和市防災会議で本計画に定める必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第2節 計画の概要

本計画の概要は、次のとおりである。

1 災害予防対策計画

災害の発生を事前に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置についての基本的な計画を定める。

2 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止し、又は災害の発生を未然に防止するための措置並びに被災者に対する応急的措置についての基本的な計画を定める。

3 災害復旧・復興対策計画

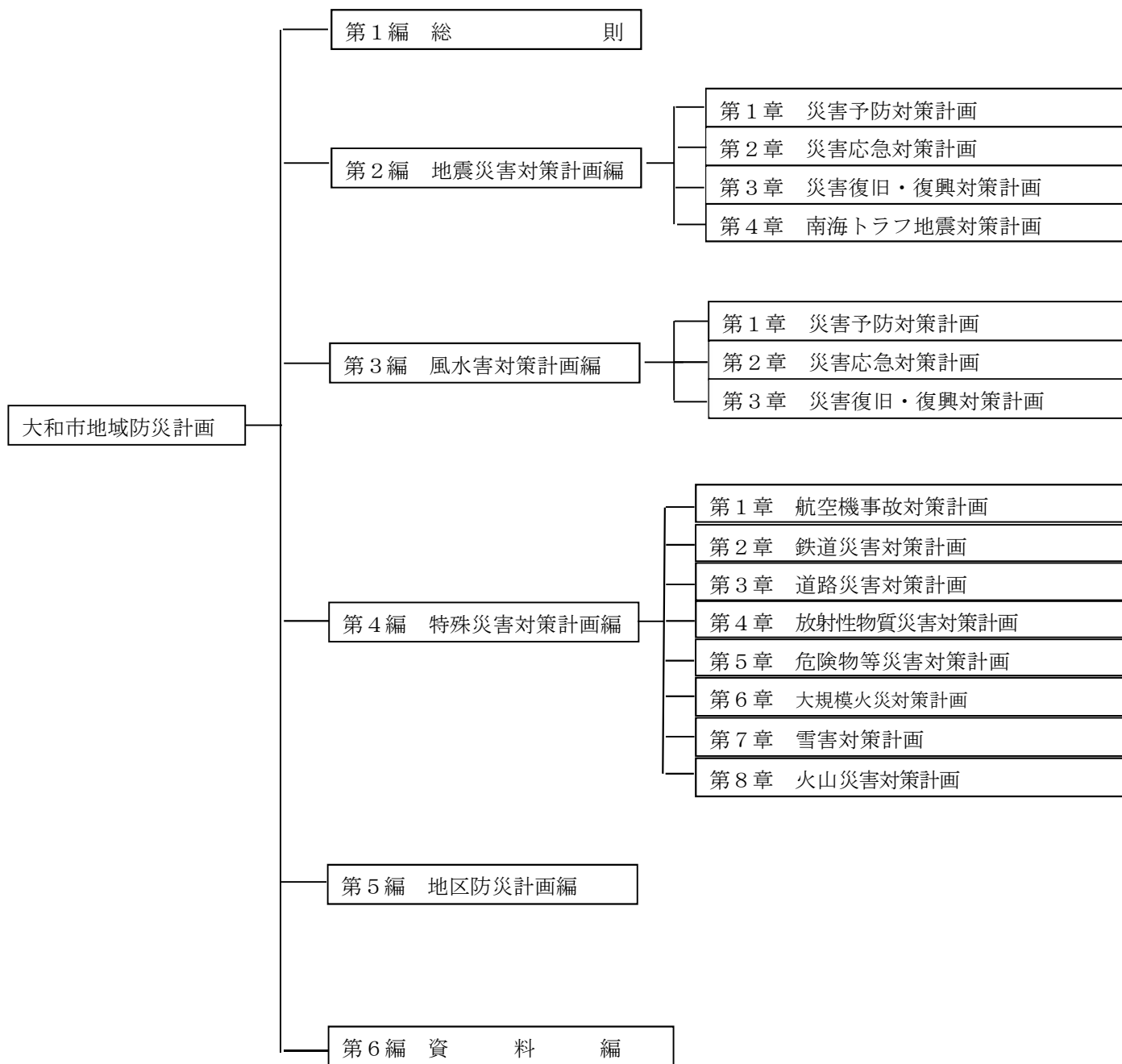
災害復旧及び復興の実施について、基本的な計画を定める。

4 南海トラフ地震対策計画

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策の基本的事項について定める。

5 特殊災害対策計画

航空災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模火災、雪害、火山災害に対しての予防及び災害応急対策の措置について基本的な計画を定める。



第3節 市民、事業所の役割

災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び関係機関のほか、市民や事業所が主体的に取り組む、相互の連携を図っていくことが不可欠である。

災害発生時には、「自助」（自らの身は、自ら守る）が第一である。自分が助からなければ他人を助けることはできない。次に、「共助」（皆のまちは、皆で守る）が重要となる。本節では、「自助・共助」の理念に基づき、市民、事業所の役割を定める。

1 市民の役割

（1）自助における役割

- ア 「自らの身は、自ら守る。」という自助の観点から、最低3日分、推奨1週間分の飲料水、食料、また、携帯トイレ、トイレトペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリーなどの備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策を市民自らが行うように努める。
- イ 災害時の家族の連絡体制や集合場所の確認、避難場所等までの複数のルート確認、災害情報の確認などについて、ルールづくりを市民自らが行うように努める。
- ウ 本市において懸念される地震発生後の大規模火災を防ぐため、出火防止に関する機器の設置に努める。
- エ 市民自らが出火防止対策に努め、知識の習得と実践的な訓練への参加に努める。
- オ 南海トラフ地震臨時情報、避難等の情報は、ラジオやテレビ、市の広報などから正しい情報を入手し、デマに惑わされないよう、冷静に行動するように努める。

（2）共助における役割

- ア 「皆のまちは、皆で守る。」という共助の観点から、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加、防災資機材の整備に努める。
- イ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。
- ウ 災害発生時には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努める。
- エ 避難にあたっては互いが冷静かつ積極的に行動するように努める。
- オ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努める。

2 事業所の役割（事業所における自助・共助）

- （1）日頃から、その管理する施設及び設備の耐震・耐火性等の強化による安全確保や飲料水、食料、携帯トイレなどの備蓄に努める。
- （2）初期消火の重要性から、自衛消防組織の確立、消防用設備等の充実を図るよう努める。
- （3）従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- （4）災害対策の責任者を定め、災害時の従業員のとるべき行動を明確にするよう努める。
- （5）地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する体制を整備するよう努める。

- (6) 燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、原材料や部品・部材の安定供給を確保するための代替調達など、取引先とのサプライチェーンの確保により、災害時でも事業を継続できる体制の確立に取り組むよう努める。
- (7) 災害時には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるよう努める。
- (8) 地域住民及び自主防災組織と連携して、災害時に情報の収集及び伝達、初期消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。
- (9) 市やその他の行政機関が実施する応急対策活動に協力するよう努める。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 大和市

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一義的責任者として、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び市民、自衛隊の協力を得て、防災活動を実施する。

- (1) 大和市防災会議に関する事務
- (2) 災害対策組織の整備、防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (3) 防災施設の整備、点検
- (4) 防災に必要な物資、資材の備蓄、整備、点検
- (5) 消防、水防その他の応急措置
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 避難指示等の避難対策
- (8) 避難生活施設等の運営
- (9) 被災者の救助、救護処置
- (10) 施設及び設備の応急復旧
- (11) 災害時の保健衛生、交通、文教、給水等の応急対策並びに災害復旧・復興対策措置
- (12) 災害時応援協定締結先との連携による応急活動
- (13) 市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (14) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策
- (15) 緊急交通路・緊急輸送道路の確保
- (16) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

- (1) 県央地域県政総合センター
ア 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施

- イ 災害時における情報の収集等
 - ウ その他の緊急活動
- (2) 厚木保健福祉事務所大和センター
- ア 災害時の保健衛生対策
 - イ その他の緊急活動
- (3) 厚木土木事務所東部センター
- ア 災害時の県管理の道路橋梁等の被害調査
 - イ 災害時の県管理の道路橋梁等の応急対策及び災害復旧
 - ウ 緊急輸送道路確保に係る対策
 - エ その他の緊急活動
- (4) 企業庁大和水道営業所（以下、県営水道という）
- ア 災害時の応急飲料水の確保
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ その他の緊急活動
- (5) 教育局県央教育事務所
- ア 公立学校等の被害調査に関すること
 - イ 応急教育に関すること
 - ウ その他の緊急活動
- (6) 大和警察署
- ア 災害時の警備・救助対策
 - イ 災害時の緊急輸送のための交通対策
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時における混乱防止対策
 - エ その他の緊急活動
- 3 指定行政機関（農林水産省農産局農産政策部貿易業務課）**
- 交通、通信途絶のため知事の指示を受けられない場合に限り、市からの要請を受け、災害時における応急用食料の供給を行う。
- 4 指定地方行政機関**
- 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に推進されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。
- (1) 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
- ア 災害時における交通確保
 - イ 災害時における応急工事
 - ウ 災害復旧工事の施工
- (2) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
 - (4) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
 - (5) 関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急用食料等の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
 - (6) 国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関**
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。
- (1) 東日本電信電話(株)神奈川事業部（以下、N T T 東日本という）・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)・(株)N T T ドコモ神奈川支店
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
 - (2) 東京電力パワーグリッド(株)相模原支社
 - ア 電力供給施設の点検、整備
 - イ 災害時の電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査、復旧
 - (3) 東京ガスネットワーク(株)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 災害時における都市ガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 日本郵便(株)大和郵便局

- ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
 - カ 被災地域 of 地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資
- (5) 日本赤十字社（神奈川県支部）
- ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 災害時の血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他応急対応に必要な業務
- (6) 日本放送協会（横浜放送局）
- ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (7) KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
- ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (8) 鉄道機関（小田急電鉄(株)・東急電鉄(株)・相模鉄道(株)）
- ア 鉄道輸送施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資、人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係施設の被害調査、復旧
- (9) バス機関（神奈川中央交通(株)大和営業所・相鉄バス(株)綾瀬営業所）
- ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (10) (一社) 神奈川県トラック協会県央サービスセンター
- ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (11) (公社) 神奈川県医師会・(一社) 神奈川県歯科医師会・(公社) 神奈川県薬剤師会・(公社) 神奈川県栄養士会
- ア 医療・助産等の救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (12) 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川）
- ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達

- ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
- エ 放送施設の保安
- (13) 新聞社（㈱神奈川新聞社）
 - ア 災害状況及び災害対策に関する報道
- (14) 神奈川県住宅供給公社
 - ア 災害時における住宅の緊急貸付
- (15) （公社）神奈川県LPガス協会
 - ア 市が行う防災対策への協力

6 その他の機関

次に掲げる各機関は、その業務がもつ公共的な性質や施設の重要性などから、市の防災活動に積極的に協力するとともに、平素から災害予防体制の整備を図る。

- (1) （公社）大和市医師会・（一社）大和歯科医師会・（公社）大和綾瀬薬剤師会
 - ア 災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 神奈川県獣医師会相模支部
 - ア 災害時のペット対策における協力
- (3) 大和商工会議所
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (4) さがみ農業協同組合
 - ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋
 - エ 被災農家に対する融資あっ旋
- (5) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金融資
- (6) （社）大和建设業協会
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 市が行う障害物除去等の応急対策への協力
- (7) 大和市管工事協同組合
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 被災地に対する飲料水の確保への協力
- (8) 大和市電設協会
 - ア 被災建造物の電気設備の点検や修理
 - イ 被災建造物の内線電話の配線
 - ウ 被災建造物の電気設備の簡易修理等
- (9) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (10) 大和ラジオ放送(株) (以下、「FM やまと」という)
 - ア 気象情報、警報等の放送の実施
 - イ 災害状況及び災害対象に関する放送の実施
 - ウ 放送施設の保守
 - エ 緊急地震速報の迅速な伝達
- (11) (福) 大和市社会福祉協議会
 - ア 市が行う被災者の応急救護対策への協力
 - イ 市及び自主防災組織等が行う要配慮者・避難行動要支援者対策への協力
 - ウ ボランティア団体が行うボランティア活動の支援
 - エ その他、被災者の生活援護
- (12) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における要配慮者の受け入れ
- (13) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (14) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (15) (公財) 大和市スポーツ・よか・みどり財団
 - ア 市が実施する防災活動への協力
- (16) 大和市造園協会
 - ア 市が行う障害物除去等の応急対策への協力
- (17) 大和市リサイクル事業協同組合
 - ア 災害時における活動車両及び人員についての応援
- (18) (公社) 神奈川県産業資源循環協会・大和市環境事業協同組合
 - ア 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理及び処分についての協力

7 災害ボランティア

- (1) 災害ボランティア団体は、日頃から地域、行政、関係機関等が開催する訓練や研修会等に参加・協力し、関係者との関係を深めるとともに、他のボランティア団体との相互連携を図る。
- (2) 災害ボランティア団体は、自己完結型の活動を基本とし、災害時には、被災地の情報収集、災害救援に必要な物資の用意、自らの活動に必要な水、食料、寝具、衣料品等を携行して活動する。

- (3) 市及び関係機関は、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や訓練の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

8 自衛隊

自衛隊は、県知事から要請（市長から知事に自衛隊派遣依頼）を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他知事が必要と認めるもので自衛隊と協議の整ったもの

資料

- 1-1 県内市町村
- 1-2 県内消防機関
- 1-3 県機関
- 1-4 指定地方行政機関
- 1-5 指定公共機関
- 1-6 指定地方公共機関
- 1-7 関係機関

第5節 大和市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は神奈川県北部で相模野台地の中央に位置し、南北に細長い形状をなしている。北は相模原市に、東は境川を隔て横浜市と東京都町田市に、西は座間市・海老名市と綾瀬市に、南は藤沢市にそれぞれ接している。



市役所の位置	東経	139° 27' 29"
	北緯	35° 29' 15"
	海拔	66.8m

(2) 面積

本市の面積は27.09km²であり、東西の距離は3.22km、南北は9.79kmである。市が設置した大和市公共基準点のうち最も高い地点は91.149m、最も低い地点は28.328mとなっている。

(3) 気象

本市は比較的温暖でおだやかな気候であるが、世界的な地球温暖化による気候変動に伴い、1時間100mmを超える降雨や秒速40mを超える最大瞬間風速が観測されるなど、災害の激甚化の傾向が懸念される。

令和3年における平均気温は16.4度であり、平均湿度は64.7%となっている。また年間降雨量は1775.5mmで、降雨日数は113日である。降雪は非常に少ない。

風については、春から夏にかけては南西より、秋から冬にかけては北西よりの風向となっている。なお、年間平均風速は、秒速約2.7mである。

(4) 地形

本市は、北東部の多摩丘陵と西側の相模低地に挟まれた相模原台地に位置している。相模原台地は、南北にのびる扇状地性の台地で、緩やかな起伏を伴って、南に傾斜をしている。

台地内にはいくつかの河川が南に向かって流れているが、本市では、市の東側を境川、西側を引地川が流れている。

台地を構成する平坦面は、主に相模野面と呼ばれる武蔵野面相当面が分布している。また、境川、引地川沿いには、台面、中津原面、田野原面と呼ばれる立川面相当面が分布している。相模野面（武蔵野面）は、およそ7～5万年前に河川によって形成された地形面で、その後の変動によって現在の位置に上昇したものである。市内での標高は北部で80m以上、南部で50m程度である。また、中津原面、田野原面（立川面）は、およそ4～2万年前に河川によって形成された地形面で、北部でおよそ65m、南部で40m程度である。

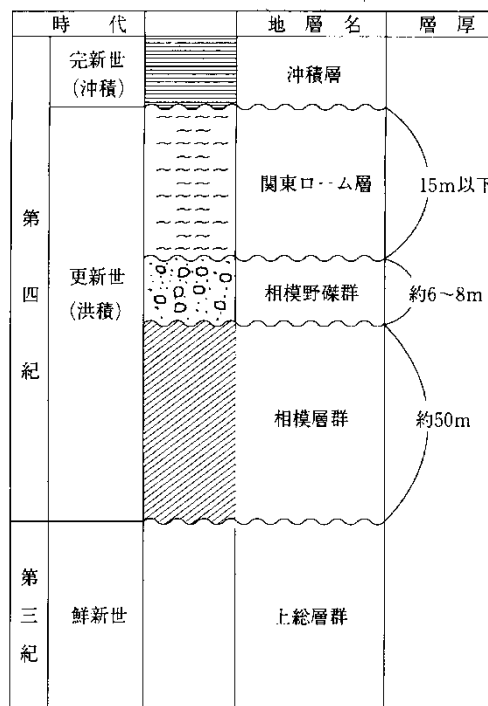
境川は、相模原市緑区城山を源とし、東京都と神奈川県の間、本市と横浜市の境を流下し、藤沢市片瀬で相模湾に注いでいる。引地川は、上草柳の北部を源にし、市の西側を流れて藤沢市鶴沼で相模湾に注いでいる。これらの河川沿いでは小規模な谷底平野が分布している。

(5) 地質

本市の地表及び地下に分布している地層について、以下に概略を説明する。

- ア 上総層群：新第三紀鮮新世後期から第四紀更新世前期に堆積した地層である。砂泥互層であるが地表で確認することはできない。
- イ 相模層群：更新世中期、約60万年前ごろの海進によって形成された地層で、相模原台地の地下に広く分布し、地表で確認することはできない。シルト、砂、礫層からなり層厚約50mで上総層群を不整合に覆う。
- ウ 相模野礫層：更新世後期、約8～1万年前に古相模川による扇状地性の段丘礫層で相模層群を不整合に覆う。大～巨礫からなり、層厚は6～8mである。
- エ 関東ローム層：古富士火山後期、富士火山、箱根火山の新期カルデラ形成期ならびに中央火口形成期の降下物からなり、層厚は15m以下である。市内は大部分がローム層である。
- オ 沖積層：河川沿いに分布し、泥、砂等からなる未固結の堆積物である。一般に厚さ25mを超えると家屋倒壊率は急激に増大するといわれている。

【大和市周辺の地質層序】



2 社会的条件

(1) 人口

令和4年4月1日現在の本市の人口は241,565人であり、昭和40年代には年平均9%と急激に増加したが、昭和50年代には年平均1%の伸びとなり、平成に入ってから人口の伸び率は落ち着きを見せている。

また、令和4年4月1日現在の世帯数は113,254世帯で、一世帯当たりの人員は2.13人であり、人口密度も1km²当たり8,917人で県下では川崎市に次いで二番目の過密都市となっている。

(2) 土地利用

本市は、小田急江ノ島線を軸に、商業や工業、都市型住宅など都市的な土地利用がみられ、周辺に向かうにしたがい低層住宅地、農地や樹林地が多くなっている。

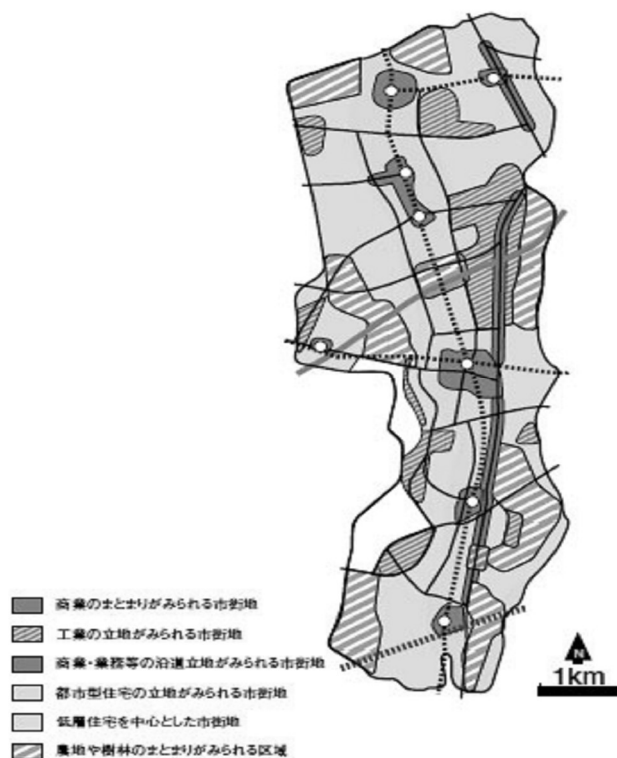
商業は、私鉄各駅の周辺や幹線道路の沿道に集積がみられる。

工業は、大和駅の北東や中央林間駅の南東などに大きな集積地がみられ、市域の西部周辺にも工業が点在している。

住宅は、小田急江ノ島線に沿って都市型住宅の立地がみられる。

大きな農地のまとまりや樹林地など、自然的な土地利用は、市の周辺部を南北に流れる境川、引地川に沿って見られる。

【土地利用図】



(3) 交通

ア 道路

本市には、高速自動車国道1路線、一般国道3路線及び県道5路線が共用されている。

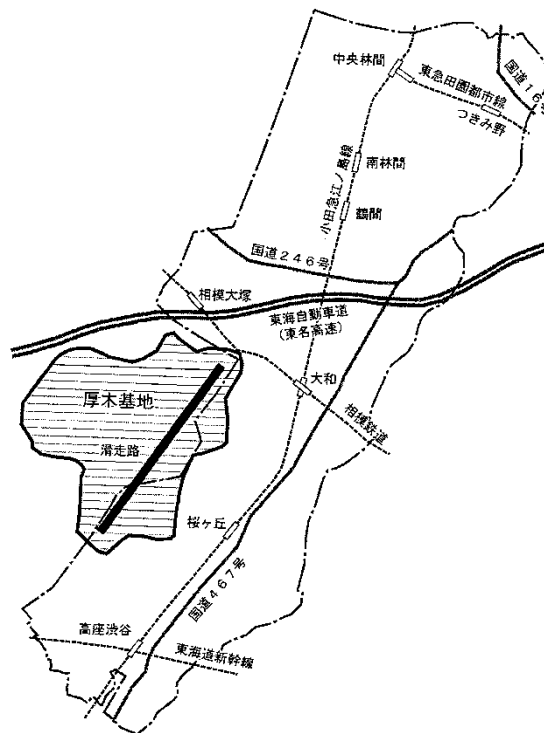
高速自動車国道では、東京と中京地域を結ぶ大動脈である第一東海自動車道（東名高速）、一般国道は横須賀市と多摩地域、埼玉県を経て千葉県を結ぶ国道16号、東京と神奈川県西部から静岡県東部を結ぶ国道246号、湘南方面へ向かう国道467号など幹線道路が市内を通っている。

イ 鉄道

本市の鉄道は、JR東海（東海道新幹線）が1路線、私鉄が相模大野と片瀬江ノ島を結ぶ小田急電鉄江ノ島線、横浜と海老名を結ぶ相模鉄道本線、渋谷と中央林間を結ぶ東急電鉄田園都市線の3路線、駅数は10駅（大和駅、中央林間駅は重複）であり、令和3年度の市内各駅の1日平均乗降人員は、47,158人となっている。

乗換駅となる大和駅と中央林間駅の1日の平均乗降人員数は特に多く、大和駅では1日193,523人、中央林間駅で165,874人が利用している。

【鉄道網・主な道路網図・厚木基地位置図】



(4) 都市構造

本市は、高度成長期の首都圏のベッドタウンとして、人口が急激に増加したことに伴い、住宅地の開発が行われ、市街化が進み、また、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行するなど、都市化が進展している。

(5) 厚木基地の概要

約506haの広大な敷地を有する厚木基地は、本市の南西部に位置し、大和市と綾瀬市の2市にまたがっている（本市域内約111ha）。昭和16年に使用が開始され現在米海軍「米海軍厚木航空施設」と海上自衛隊「厚木航空基地」として、日米共同使用の基地となっている。

所在地	標点位置	標高	主要施設
大和市上草柳、下草柳、福田、本蓼川、綾瀬市深谷、蓼川、本蓼川	東経139度27分12秒 北緯35度27分05秒	62m	滑走路 延長2,438m 幅45m

第6節 地震被害の想定

本市における地震被害は、神奈川県が平成25年度から平成26年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。

なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。

1 想定地震

想定地震については、県内でその発生の切迫性が高いと考えられているもの、危機管理的な視点から検討する必要があるものなどの地震から、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある次の6つの地震を選定した。

- (1) 都心南部直下地震 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、本市が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
- (2) 三浦半島断層群の地震 三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震。
- (3) 神奈川県西部地震 神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震。
- (4) 東海地震 駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。
- (5) 南海トラフ巨大地震 南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震。
国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
- (6) 大正型関東地震 相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震。1923年の大正型関東地震を再現した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象としている地震。

地震別 項目別	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
本市において想定される震度	6弱	5強～6弱	5弱	5弱～5強	5弱～5強	6強～7
規模(マグニチュード)	7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
発生確率	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%	30年以内6～11%	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	南海トラフの地震は30年以内70～80%	南海トラフの地震は30年以内70～80%	30年以内ほぼ0～6%

2 想定条件

- ア 季節：冬 イ 日：平日 ウ 発生時間：18時
エ 風速風向：気象観測結果に基づく地域ごとの平均

3 想定方法

神奈川県が実施した地震被害想定調査をもとに、本市の地域特性を加味し、地震災害の危険性を検討した。

4 想定結果

(1) 都心南部直下地震

県の中央部から東部にかけて震度6弱の揺れが想定され、特に、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市で、震度6強の揺れが想定され、本市においては震度6弱の揺れが想定されている。

(2) 三浦半島断層群の地震

横須賀三浦地域から湘南地域、横浜市、川崎市の一部で震度6弱以上の揺れが想定され、特に横浜市、川崎市、横須賀市、逗子市、葉山町で、震度6強の揺れが想定され、本市においては震度5強～6弱の揺れが想定されている。

(3) 神奈川県西部地震

県西地域で震度6弱の揺れが想定され、特に、小田原市、真鶴町で、震度6強の揺れが想定され、本市においては震度5弱の揺れが想定されている。

(4) 東海地震

県の中央部から県西地域にかけて震度5強の揺れが想定され、本市においては震度5弱～5強の揺れが想定されている。

(5) 南海トラフ巨大地震

県西地域の一部で震度6弱の揺れが想定され、本市においては震度5弱～5強の揺れが想定されている。

(6) 大正型関東地震

県西地域と県北部の一部を除き、ほぼ県全域で震度6強の揺れが想定され、特に、川崎市、横浜市から湘南地域、県央地域、県西地域にかけて、震度7の揺れが想定され、本市においては震度6強～7の揺れが想定されている。

【被害想定結果：大和市域】

本市における地震被害は、神奈川県が平成25年度から平成26年度に実施した地震被害想定調査結果を基に想定している。なお、今後、県が新たに被害想定調査を実施する場合には、その調査結果をもとに見直しを行なっていく。

項目		想定地震		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川 県西部 地震	東海 地震	南海ト ラフ巨 大地震	大正型関 東地震
				7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
マグニチュード				7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
被害 想定 結果	建物 被害	全壊棟数		920	190	0	*	*	9,060
		半壊棟数		5,280	1800	0	10	30	12,270
	火災 被害	出火件数		*	*	0	0	0	30
		焼失棟数		390	0	0	0	0	3,060
	死傷 者数	死者数		50	10	0	0	*	420
		重症者数		60	20	*	*	*	270
		中等症者数		530	210	*	10	20	2,000
		軽傷者数		770	300	0	10	30	2,460
	避難 者数	1日目～3日目		15,400	4,520	0	40	110	84,980
		4日目～1週間後		15,400	4,520	0	40	110	79,740
		1か月後		15,400	4,520	0	40	110	68,910
	要配 慮者	避難者	高齢者数	1,130	330	0	*	*	6,220
			要介護者数	380	110	0	*	*	2,080
		断水人口	高齢者数	0	0	0	0	0	5,470
			要介護者数	0	0	0	0	0	1,830
		家屋被害	高齢者数	1,840	580	0	*	20	6,720
			要介護者数	620	200	0	*	*	2,250
	帰宅困 難者数	直後		9,750	9,750	9,750	9,750	9,750	9,750
		1日後		0	0	0	0	0	9,750
		2日後		0	0	0	0	0	9,750
自力脱出困難者（要救助者）				60	*	0	0	0	1,340
ライフ ライン	上水道	断水人口 （人）	9,450	3,750	0	*	*	82,830	
		下水道	機能支障人 口（人）	8,030	5,520	810	1,670	2,090	18,170
	都市ガス	供給停止件 数（戸）	0	0	0	0	0	68,690	
	LPガス	供給支障数 （軒）	350	0	0	0	0	450	
	電力	停電件数 （軒）	113,450	540	0	20	20	113,450	
	通信	不通回線数 （回線）	86,450	460	0	20	20	87,230	
エレベーター停止台数（台）				270	30	*	*	*	280
震災廃棄物 （万トン）				36	9	0	*	*	218

（平成25年度から平成26年度神奈川県地震被害想定調査より）

*は10人未満を示す

- 注1 被害が最大となる冬の18時を想定した結果を示す。県では、このほか冬の5時、夏の12時についても想定している。
- 注2 建物被害の全壊・半壊棟数は、焼失棟数とのダブルカウントを処理した値である。
- 注3 避難者数は、建物被害、断水の2つを避難の要因として想定している。

5 地震災害対策計画策定のための条件

本市における自然災害の最大の被害として統計資料が存在するのは、大正12年に発生した関東大震災である。当時の被害状況は次のとおりである。

関東大震災の大和市の被害状況

市町村名	大正12年 震災時		住家被害				人的被害			倒壊率 %
	人口	戸数	全壊	全焼	半壊	半焼	死者	行方不明	負傷者	
大和村	4,954	674	12		131				12	1.78
渋谷村	5,609	766	136		159		21		75	17.75

(注) 当時(大正12年)の渋谷村は、上和田、下和田、福田、本蓼川と現在藤沢市である高倉、長後から構成されていた。

当時の人口や戸数は、現在の大和市と比較できないほど少ないが、住宅被害・人的被害は、地域差が生じているのが見て取れる。現代では、人口は増加、住宅が密集、交通手段も多様化、情報化社会が伸展するなど、防災上の新たな課題が浮き彫りとなる中で災害に強い街づくりを目指すには、地域性や社会性を踏まえた対策を講じる必要がある。

地震の発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅がある。したがって、より切迫性が高いものから、短期的に対応ができる対策を推進し、最終的には、数百年先に起こるかもしれない地震についても、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指していく。

(1) 短期的目標 (5か年以内)

本市が首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域に指定されており、その切迫性が指摘され、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる都心南部直下地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。

(2) 中長期的目標 (5か年超)

いつ、どこでマグニチュード7クラスの地震が発生しても対応できるよう災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、都市の安全性の向上に向け、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進める。また、地震発生の切迫性はないが、将来、本市に多大な被害が予想される大正型関東地震についても、都市そのものの耐震力、防災力を強化し都市の安全性の向上を進める。

目 標	対象とする想定地震	対 策 の 主 眼
短期的目標 (5 年以内)	都心南部直下地震	災害時応急活動事前対策の充実
中長期的目標 (5 年超)	大正型関東地震	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上

第 7 節 風水害等被害の想定

災害による被害を予防、軽減するために地域防災計画（風水害対策計画）を策定するにあたっては、地球温暖化による気候変動に伴い、降水強度増加、「強い台風」増加、豪雨高頻度化など、災害が激甚化の傾向にあることなどを踏まえ、市域においてどのような災害が発生するのかを想定し、これを前提条件として作成する。

1 風水害

風水害による災害の発生は、発生にいたる要因として、気象状況とこれらに関連した危険要素の複合等、様々な態様が考えられる。

この計画を策定するにあたっては、過去において、本土に上陸した最も大きな台風である伊勢湾台風と同規模の台風及び近年本市に大きな被害を発生させた大雨災害をもとに想定する。

< 台風の規模 >

中心気圧	: 929.5hPa	最大風速	: 37m/s (最大瞬間風速 55m)
速 度	: 55km/h	雨 量	: 200mm
台風の半径	: 300km		

2 航空機災害

厚木基地航空機（米軍機、自衛隊機）又は民間航空機が市内に墜落し災害が発生した場合を想定する。

3 鉄道災害

市内の鉄道施設において、多数の人命及び多くの物的損壊を伴う災害が発生した場合を想定する。

4 道路災害

市内に道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。

5 放射性物質災害

放射性物質取扱い事業所等における事故及び放射性物質を搭載し東名高速道路を通行する車両の事故により災害が発生した場合を想定する。

6 危険物等災害

市内の危険物貯蔵・取扱い施設等における、火災・爆発等の発生を想定する。

7 大規模火災

建築物密集地区における大規模延焼火災が発生した場合を想定する。

8 雪害

本市において、大雪による都市機能の支障が発生した場合を想定する。

9 火山災害

本市に係る活火山である富士山・箱根山が噴火した場合を想定する。

第8節 被害履歴

1 被害履歴

(1) 地震災害

本市を含む南関東地方は、南に相模トラフ、東方に日本海溝と呼ばれるプレートが沈み込み、帯が複数集まる世界でも有数の地震多発地域である。有史以来、大きな被害が多数記録され、本市域でも被害が生じたことが記録されている。

古い記録については「相模」に被害があったとの記述があり、本市に何らかの影響を及ぼしたと考えられるものとして、元禄地震や関東地震のように相模トラフで発生する規模の大きな地震、活断層の活動による地震など内陸部直下で発生する地震などがある。今後も、本市での被害が生じる地震は、これらのタイプの地震である可能性が高い。

(2) 風水害

本市の被害は梅雨前線や秋雨前線などに伴う集中豪雨、夏から秋にかけての台風によるものが大部分を占める。また、河川の整備が進み、床上浸水や河川の決壊を引き起こすような水害は、年々減少している。しかしながら、時間雨量にすると20mm程度であっても、短時間で降った場合には、排水機能が追いつかずに家屋に浸水することもある。

資料

9-7 大和市の災害記録